

(案)

仕 様 書

1 業務名

堺市産後ケア事業運営業務【訪問型】

2 履行場所

堺市より利用決定を受けた利用者の居宅

3 履行期間

令和7年10月1日から令和8年3月31日まで

4 受注者の体制

- (1) 受注者は、堺市産後ケア事業の実施に関する要綱第2条に定める要件を満たし、産後ケア事業に関する知識及び技術において高い専門性を有し、本事業の実施登録を受けていること。
- (2) 受注者は、本業務を行う事業所及びサービス提供地域について、あらかじめ発注者に届け出ること。なお、届け出の内容に変更が生じる場合は、発注者に申し出ること。
- (3) 利用者の状況等により、適切に助産師を派遣すること。サービスを提供する助産師から、利用者対応についての相談があった場合、適切に対応できる体制の確保に努めること。
- (4) 受注者は、利用者の居宅へ助産師を派遣する際に、受注者が発行する身分証明書を携行させ、利用者へ提示させること。

5 業務内容

- (1) 次の表に掲げる1～7のサービスを実施することを基本とする。

サービス内容	
生後1歳未満の乳児とその母に対し、午前9時から午後6時までの間のうち、1回3時間程度で右欄のサービスのうち利用者に応じ必要と認めるサービスを提供する。	1 産後の母の心身のケア及び保健指導
	2 乳房管理及び授乳の指導
	3 乳児の発育及び発達並びに健康状態の確認
	4 沐浴及び育児の指導
	5 在宅での子育てに関する相談及び指導
	6 家族計画に関する指導
	7 その他必要とする育児及び保健指導

※1回の出産あたりの利用上限回数は、①宿泊型は7日、②デイサービス型は7日、③訪問型は3日で、①から③を合わせて14日まで。

(2) サービス実施の手順

① 利用調整等

利用者からの利用連絡を受け付け、利用日程の調整を行う。その際に、利用者が保有する「堺市産後ケア事業利用決定通知書」の利用期間、利用可能残日数を確認し、利用者が必要とするサービス内容の把握に努め、利用者負担額及びキャンセル料について利用者に説明し、同意を得ること。

② 事前確認

受注者は、必要に応じて各区の子育て支援課に、利用者に関して配慮すべき事項について問い合わせること。

③ 訪問

利用当日に利用者へ「堺市産後ケア事業利用承認決定通知書」の提示を求め、利用期間内、利用可能残日数内の利用であることを確認し、【事業者記載欄】に利用日と施設名（受注者名）を記入すること。

一般世帯区分の利用者については、利用者の希望する5日分の減額対応を行い、「堺市産後ケア事業 減額料金利用票」に利用日、利用類型（型）、施設名（受注者名）を記入すること。

本市が決定した利用者負担額を徴収し、領収書を発行すること。

本市が作成した「利用者アンケート」を配布すること。

④ その他

訪問後、「堺市産後ケア事業実施報告書」、「堺市産後ケア事業報告書」を作成し、利用者から回収した「利用者アンケート」とともに、翌月15日までに発注者へ提出すること。ただし、利用者の状況により、緊急対応を要する場合は、直ちに各区の子育て支援課まで連絡すること。

必要に応じ、利用者の問い合わせに対応すること。

6 業務実施に関する事項

(1) 業務の実施は、要綱の規定に基づいて行うものとし、関係法令を遵守するものとする。

(2) 受注者は各区子育て支援課、保健センター等の児童福祉・母子保健関係機関と連携・協力して業務を実施し、必要時は研修会や交流会に参加すること。

(3) 受注者は、関係書類及び次に掲げる諸帳簿等を事務所に備え付け、必要に応じて発注者に報告するものとする。個人情報に記載した書類や記録は、鍵のかかる保管庫に保管するなど適切な情報管理に努めるとともに、事業終了から5年間保存しなければならない。その後は、個人情報として適切に処分を行うこと。

① 会計、人事労務関係書類

② 利用者関係書類

③ その他必要書類

(4) 受注者に変更等があった場合は、発注者へ速やかに報告すること。

(5) 受注者は、利用者の身体、精神状態等が悪化した場合などの緊急時の対応を行うこと。

(6) 受注者は、業務実施にあたって次に掲げる安全管理を行うこと。

① 業務担当者の健康管理に努めること。

② 安全管理に十分配慮し、事故、損傷等を防止して利用者及び業務担当者の安全確保に努めること。

③ 非常災害、事故等の緊急事態発生に備え、具体的な対応計画を定めること。

④ 業務により生じた事故及び損害については、受注者がある負担と責任において処理にあたるものとする。業務により生じた事故等について、速やかに発注者へ報告しなければならない。

- ⑤ 悪天候や災害等により、サービスを安全に提供することが困難になると見込まれる場合には、速やかに発注者と協議の上、提供を停止すること。サービス提供の停止を決定した際には、影響する利用者へ連絡をとること。なお、急を要する場合には受注者の判断により対応し、その後発注者へ報告すること。
- (7) 受注者は責任をもってサービスを提供し、利用者からサービスに関する苦情等があったときは、誠意をもって迅速かつ適切に対応し、合わせて発注者へ報告すること。
- (8) 受注者は、仕様書に定めるサービス以外を行う場合は、サービスの内容及び時間を妨げない範囲で実施すること。
- (9) 受注者は、発注者から受注業務に係る調査又は報告を求められた場合はこれに応じなければならない。
- (10) 受注者は、利用決定後に利用者が、定められた日時以降に利用日の変更又は利用を中止した場合は、利用者から利用者負担額をキャンセル料として徴収することができる。

7 委託料の内容

1日の委託料は、母子1組あたりの利用料とする。委託料には、利用者の居宅を訪問し、サービスを提供するのに要する一切の経費を含む。(消費税法施行令第14条の3第7号に基づき、消費税及び地方消費税を非課税とする)

8 利用者負担額等の徴収

受注者は、次の費用について利用者から徴収すること。

(1) 利用者負担額

堺市産後ケア事業の実施に関する要綱第10条に定める利用者負担額

型	階層区分	利用者負担額
訪問型	一般世帯	(一般利用者) 3,500円
		(減額利用者) 1,000円
	市民税非課税世帯及び生活保護等世帯	500円

(消費税法施行令第14条の3第7号に基づき、消費税及び地方消費税を非課税とする)

(2) キャンセル料

利用者から日程変更又は中止の連絡が前日の12時までになかった場合、利用者から上記6(10)に定めるキャンセル料を徴収できる。なお、サービスの実施がなされなかった日の委託料は発生しない。キャンセル料の徴収は事業者の責任において行うものとする。

9 その他

- (1) 受注者の都合により受入困難な期間が発生する場合は、事前に発注者に連絡すること。
- (2) 本業務の対象者には要件があり、その要件の確認及び決定は、各区子育て支援課が行うため、利用できることを前提で受注者から利用希望者に情報提供しないこと。
- (3) 自院で出産された方以外も受け入れること。
- (4) 本業務を利用するうえで、利用者が遵守すべき必要な事項については、利用申請時に発注

者が利用のしおりにより周知する。

- (5) 発注者は、本業務の適正な実施を図り、良質なサービスが提供されるよう受注者の業務内容を調査し、改善について必要な措置を講ずるものとする。
- (6) 受注者は、本業務の運営内容に関しては評価を行い、必要に応じて研修等を受講し、質の向上を図るものとする。
- (7) この仕様書に定めるもののほか、本業務の実施に必要な事項は、発注者と受注者が協議し決定するものとする。

1 0 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

1 1 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

1 2 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合、契約の内容から、暴力団を利することとならないと求められる者である場合、もしくは事業又は事業の目的、趣旨等から、本市の裁量で契約相手方から排除することが出来ない者である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。ただし、再委託先等が、受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合、契約の内容から、暴力団を利することとならないと求められる者である場合、もしくは事業又は事業の目的、趣旨等から、本市の裁量で契約相手方から排除することが出来ない者である場合はこの限りでない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。ただし、前2号のただし書きに該当する場合はこの限りでない。

1 3 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。

- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1) 及び (2) に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1) に定める報告及び届け出又は(2) に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。